



平成 29 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 日本化学産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤英二
(コード番号 4094 東証第2部)
問合せ先 執行役員 総務部長 百瀬 譲
(TEL. 03-3873-9223)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令等遵守(コンプライアンス)は経営の最重要課題として位置づけ、あらゆる機会を通じて役員・従業員全員に法令等遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を毎月 1 回開催し、全社における法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認及び問題点の指摘並びに改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程を策定し、文書の保管場所、保管方法、保管期限、廃棄・処分方法を定める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各事業所にリスク管理に関する責任者を任命するとともに、全社のリスク管理に関する機能を総務部へ持たせ、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応体制を整備する。
内部監査部門による内部監査の際、リスク管理体制の有効性についてチェックし、報告させる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営の執行方針その他経営に関する重要事項を決定し、かつ業務の執行状況を監視するが、個別経営課題については経営会議において実務的観点から議論を行い、その審議を経て取締役会に諮る。
取締役会での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、代表取締役社長、各執行役員、各部門長等が行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
内部統制に関する現行の諸規程等(組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁規程、内部監査規程他)を、リスク管理手法を用いて統制目標、リスクに関する有効性を検証するとともに、その欠陥が発見された場合は規程を是正する。
内部監査部門、コンプライアンス・リスク管理担当の総務部、監査役は平素より連携して、使用人の職務の執行が法令、定款、諸規程に適合するか調査し、適切に対応する。
「公益通報者保護法」に基づき内部通報処理規程を策定し、従業員からの通報や相談が出来るシステムを構築する。
6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、連結対象子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、月1回ないしは必要に応じて連結対象子会社より事業状況等の報告を受ける。
連結対象子会社は、当社海外本部等を通じての指導、管理のもと当社のリスク管理体制に準じたリスク管理体制を構築・整備するとともに、相互連携の強化や情報の共有化を図る。
連結対象子会社は業務の適正を確保するため、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用し、月1回、法令、定款及び社内規程の遵守状況等を確認し、コンプライアンス委員会に報告する。
内部監査部門は必要に応じて、連結対象子会社を監査する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
監査役は、職務遂行上、補助を必要とした場合は、社長室長に社長室員の派遣を要請できるものとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号における社長室員は、派遣された期間は、監査役の指揮命令に従うものとする。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
常勤監査役は取締役会、経営会議に、他の各監査役は取締役会に出席し、経営の状況、事業の遂行状況等の報告を受ける。
上記以外で、当社グループにおいて経営に重大な影響を与えると予想される事実、あるいは取締役の職務遂行に関して、法令・定款に違反する重大な事実が発生した場合、代表取締役社長は遅滞なく常勤監査役に報告することとする。
前記5)で述べた内部通報処理規程の通報窓口の一つとして監査役を充て、法令違反等の情報を迅速に収集出来る体制を構築する。当該通報者は「公益通報者保護法」に基づき保護される。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行うこととする。
監査役の職務の執行について生じる費用又は債務は、請求のあった都度処理する。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する。

以上